

令和6年能登半島地震 災害特例貸付(住宅補修費・災害援護費)

貸付対象世帯	以下の3つの要件にすべて該当する世帯 ①令和6年能登半島地震により被災した地域から群馬県内に避難している世帯 ②群馬県内の避難先に1か月程度以上居住する世帯 ③電話等により継続的に連絡が取れることができる世帯 ④低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯
貸付限度額	1 住宅補修費 250万円 2 災害援護費 150万円
据置期間	貸付の日から2年以内
償還期間	据置期間経過後20年以内
貸付利子	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%
連帯保証人	原則必要。 ただし、連帯保証人なしでも申し込みは可。
必要な書類	1 借入申請書 ※申請受付先に申し出てください。 2 借用書 ※申請受付先に申し出てください。 3 身分を証明する書類 以下のいずれかの書類等をコピーして提出してください。 ○運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等公的機関が発行する身分証明等 ○行政機関が作成する避難者名簿の写し ○キャッシュカードやクレジットカード等
申請受付先	避難先の市町村社会福祉協議会